

作成日 2025 年 6 月 19 日  
(最終更新日 2026 年 5 月 21 日)  
第 2 版

## 「情報公開文書」 (Web ページ掲載用)

受付番号 : 2026-1-322

### 課題名 : 膝関節側面 X 線撮影補助具に関する研究

#### 1. 研究の対象

2019 年 4 月～2027 年 3 月に当院で膝関節側面 X 線撮影を受けられた方

#### 2. 研究期間

2025 年 8 月 (倫理委員会承認後) ～2028 年 8 月

#### 3. 試料・情報の利用及び提供を開始する予定日

当院で試料・情報の利用を開始する予定日及び外部への提供を開始する予定日は以下の通りです。

利用開始予定日 : 2025 年 10 月 11 日

提供開始予定日 : 該当なし

#### 4. 研究目的

膝関節側面 X 線撮影では、大腿骨内外顆の内外旋および内外転を適切に補正する必要があります。しかし、大腿骨内外顆の視認や触知は困難なため、撮影時のポジショニングは撮影者の経験や直感に依存する傾向にあります。そのため、膝関節側面撮影は難易度の高い撮影法とされており、撮影精度のばらつきや再撮影が生じやすい撮影といえます。膝関節疾患では X 線撮影による長期的な経過観察が必要とされているため、撮影画像には高い精度と再現性が求められます。本研究では、膝関節側面撮影時に補助具と放射線情報システム (Radiology Information System : RIS) を使用することで撮影精度の向上と再撮影率の低減が可能かどうか検討し、膝関節側面撮影の質の向上と、患者の放射線被ばくの低減につなげることを目的とします。

#### 5. 研究方法

膝関節側面 X 線撮影において、初回撮影群 (補助具のみ使用群) と 2 回目以降フォローアップ撮影群 (補助具 + 放射線情報システムに記録した補助具配置情報を利用した群) を比較対象とします。各群において、再撮影が行われた症例数および再撮影の回数を記録・集計し、両群間で再撮影の回数および再撮影率を比較・解析します。使用するデータは、対象期間中に通常診療で撮影された臨床画像を用い、個人が特定されないよう匿名化を行います。

#### 6. 研究に用いる試料・情報の種類

情報 : 膝関節側面 X 線撮影画像、BMI (Body Mass Index) 手術歴 年齢 等

#### 7. 外部への試料・情報の提供

該当なし

## 8. 研究組織

本学単独研究

## 9. 利益相反（企業等との利害関係）について

研究者等の本研究にかかる利益相反はありません。

## 10. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせください。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出ください。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

当院における照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

担当者の所属・氏名：東北大学病院診療技術部放射線部門 川畑 朋桂

住所：宮城県仙台市青葉区星陵町 1-1

連絡先：022-717-7421

tomoyoshi.kawabata.c2@tohoku.ac.jp

当院の研究責任者：東北大学病院診療技術部放射線部門 小野寺 崇

## ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合